

2. 年少労働一般資料

88-1 no.2

監督月報にあらわれた 年少労働者の就労状況

自 1949年10月 至 12月

労働省婦人少年局

年少労働課

監督月報にあらわれた年少労働者の就労状況

自 1949年 10月
至 全 12月

1. 監督を実施した、監督官總員数

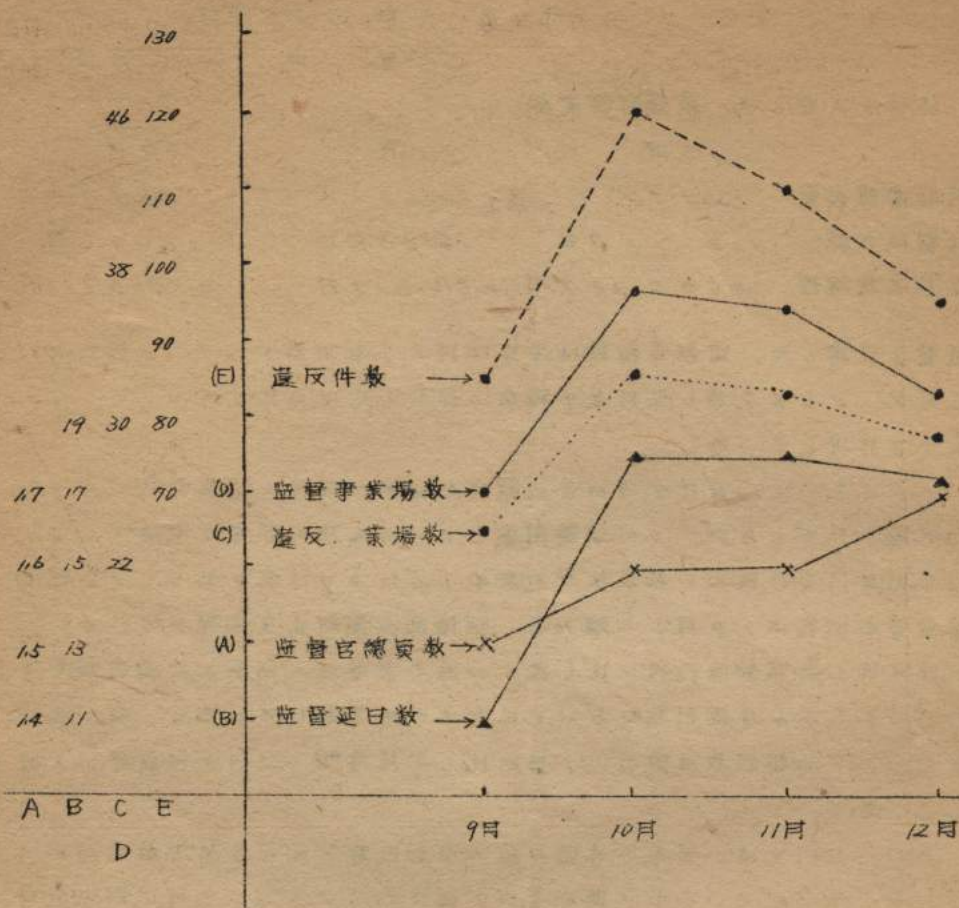
	10月	11月	12月
監督實施員数	1,610人	1,601人	1,670人
監督延日数	18,110日	18,658日	17,756日
監督旅費總額	2,645,207円	2,518,811円	2,591,671円

監督を実施した、監督官總数は本年四月より漸次減少して、8月において最少1,446を示し九月より再び上昇し十月は本年5月の1,617人にも近接している。

11月においては8月9日の行政整理とそれに伴う人事異動等により監督實際は低下したが、10月以降回復し11月も概ね軌道に乗っている。併し附屬法令の改正の普及などのため10月よりは若干低下しているが賃金等の回復は10月より増大し、經濟面の深刻化を物語っている。監督實施監督官数は前月に比し僅少の減であるが一監督官当り監督官数にすれば増加しており延日数においてはかえって増加している。従つて一監督官当り監督日数は前の11日に比し本月は約1.2日と出勤率は上昇している。

12月においては、年末の休暇のため監督日数と監督事業場数は前月に比し若干減少しているが、賃金等の回復件数及び金額は9月以降の急増の傾向が更に烈しく前月の約2倍1.5億余円を回復せしめた。これは監督官の努力の外年末をひかえ使用者が支拂に努力した事が大きな原因であらう。監督實施監督官数は本年中の最高を示したがこれは局署監督官の今日の現員總数の約67%に当る。一監督官当り監督日数は前月の11.6日に對し今月は10.6日になっている。

月別監督情況



2. 監督と実施した事業場数

監督を実施した事業場数	10月	11月	12月	(9月)
一般監督によるもの	30,827	35,078	31,388	(27,713)
申告に基づく監督によるもの	38,802	32,412	28,316	(24,874)
申告に基づく監督によるもの	3,011	2,666	3,072	(2,839)

10月では一般監督による事業場数及び申告に基づく監督による事業場数はそれぞれ前月に比較して8.2%及び1.2%増加しているが本年5月に比較すると一般監督について5月は30,827であり10月は5月より1.8%上昇したことになる。

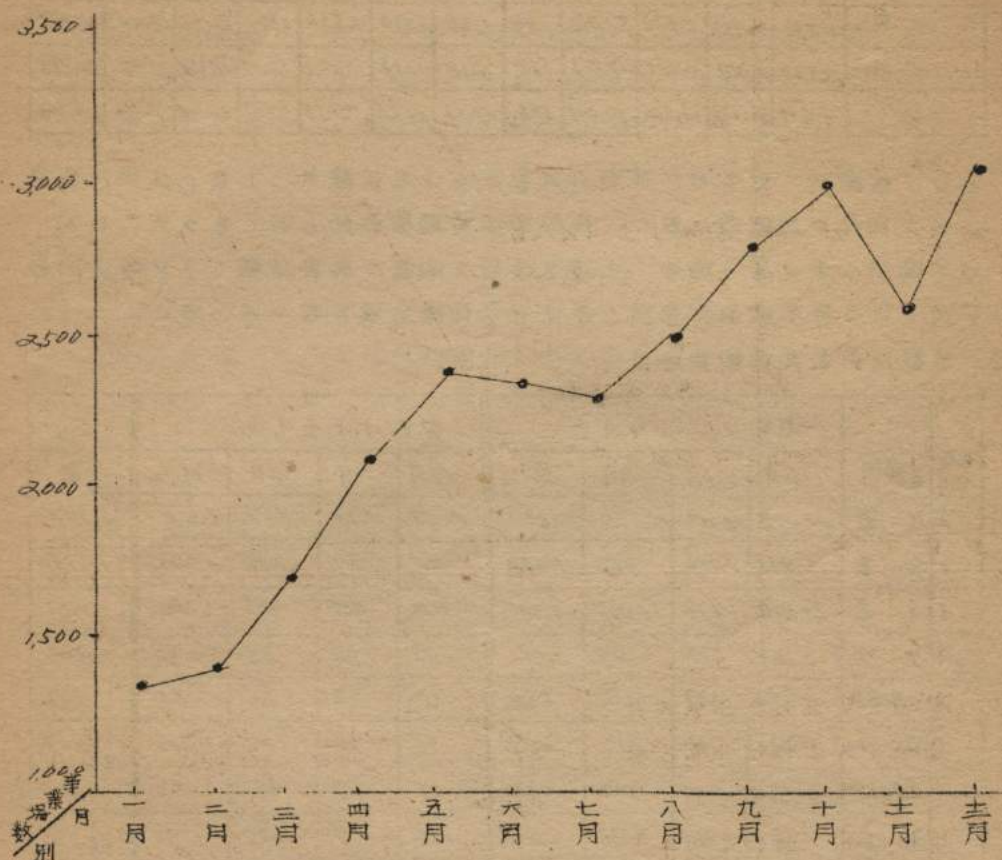
申告に基づく監督事業場数は他の表によつて示された数の如く監督官の人員数はほとんど肉縁がないため毎月その数は増加を示している。この状況は、別表の通りである。

この事業は労働者各人に対する労務基準法の普及及び労働者と監督官又

は監督官との連絡が密になつた事を意味するものと考えられる。

ノス月では、申告に基づく監督事業場数は、年末をひかえての申告の増加に伴うて本年中の最高を示した。一般監督によるものが減少しているのは、申告に基づく監督、処置に遅われたためであらう。

申告に基づく監督事業場数



(1) 申告件数が監督実施件数

月別	申告件数	監督実施件数	監督実施率	申告によらず監督事業場数
10 月	3,468	3,015	86.9	33,802
11 月	3,171	2,661	84.0	32,412
12 月	3,574	3,072	85.9	28,316
計	10,213	8,753	85.7	94,530

これを規模別に見ると、二図表の如くなる規模の事業場が一番多く、中大の順となる。

(2) 規模別監督実施事業場数

月別 規模別	申告によらないもの				申告によるもの				合 計			
	大	中	小	計	大	中	小	計	大	中	小	計
10月	1466	13,116	19,230	33,812	179	1,307	1,529	3,015	1,645	14,423	20,759	36,827
11月	1,833	12,955	17,624	32,412	139	1,147	1,380	2,666	1,972	14,107	19,004	35,083
12月	1,332	10,302	16,182	27,816	188	1,268	1,616	3,072	1,520	11,570	17,798	30,888
計	4,631	36,373	53,036	94,040	506	3,722	4,525	8,753	5,137	40,100	57,561	102,798

さらに業種別に見ると、監督の対象となつた業種は、工業（茲第八条第一号）関係が圧倒的に多く、全監督事業場数の約6割となつてゐる。

以下商業（オタ号）関係、土建（コ号）関係、接客娯楽（ノ号）関係、交通（オタ号）関係、金融（オケ号）関係の順となつてゐる。

(3) 業種別監督実施事業場数

業種別 業種別	申告によらないもの				申告によるもの				合計
	10月	11月	12月	計	10月	11月	12月	計	
1 工業	21,078	20,737	17,015	58,870	1,849	1,573	1,802	5,224	64,094
2 鉱業	433	446	341	1,220	92	79	107	278	1,498
3 土建	1,717	1,638	1,445	4,800	428	417	457	1,302	6,102
4 交通	1,109	824	1,209	3,142	73	74	83	230	3,372
5 貨物取扱	380	289	214	883	19	22	24	65	948
6 農林	233	305	310	848	86	74	82	242	1,090
7 畜産水産	192	223	300	715	24	19	42	85	800
8 商業	3,537	3,301	3,166	10,004	195	170	206	571	10,575
9 金融	732	755	778	2,265	36	35	49	118	2,403
10 映画演劇	226	215	217	658	21	26	12	59	717
11 通信	7	10	6	23	1	1	1	3	26
12 教育研究	376	366	284	1,026	16	7	30	53	1,079
13 娯楽衛生	495	425	379	1,299	20	17	25	62	1,361
14 接客娯楽	1,295	1,084	1,025	3,404	67	69	53	189	3,593
15 遊娯娯楽	10	10	14	34	2	2	3	7	41
16 官公署	460	337	308	1,105	13	21	22	56	1,161

17	労働者 （大中小）	1,502	1,427	1235	4,138	69	62	74	205	4389
	計	33,812	32,412	28,316	94,540	3,015	2,666	3,072	8,753	103,293

3 監督実施事業場における労働者数

3ヶ月間における監督の対象となつた全労働者数は4236、845人（男子、3076、205人女子、774、079人年少者346、541人）であり成年労働者、16人強に対し、年少者1人の割合である。

本年10月においては、監督実施事業場数における労働者数13977、65人（前月、11081、219人）一般監督によるもの1225、281人（前月968、865人）申告に基づく監督によるもの172、684人（前月112、354人）前月と比較すると、事業場数と共に労働者数も総計において、316、746一般監督において256、416、申告に基づく、監督において60、330と、それぞれ増加している。

11月において監督実施事業場の労働者数が20万余の増加をみているのは監督、実施事業場が比較的企様の大きな事業場が多かつたためである。12月においては、監督実施事業場数の減少に伴い前月に比較し総数において、40万近くの減少である。

(4) 労働者数

		男 子	女 子	年 少 者	計	合 計
10月	申告によるもの	134,106	27,157	11,427	172,684	1,397,960
	申告によりぬもの	897,285	232,440	95,551	1,225,276	
11月	申告によるもの	102,403	24,554	9,735	136,712	1,616,756
	申告によりぬもの	1,053,032	287,627	139,365	1,480,042	
12月	申告によるもの	100,933	19,774	6,753	127,660	1,222,129
	申告によりぬもの	808,452	202,527	83,490	1,094,469	
計	申告によるもの	337,436	71,485	28,135	437,056	4,236,815
	申告によりぬもの	2,758,769	722,611	318,406	3,799,789	

4 許可及び認定件数

許可件数総数は3月を通じて18,500でそのうち年少者関係は6411で全体の35%である。

これを月別にみると56条関係（年少者の就業）は10、11においては9月の約半数となり非常な減少となつており、12月に於ては増加を示している62条関係（文芸性派就業）は11月に於て減少したが12月に

において56条と同様増加している。

認定件数は、第68条(障害事由)関係のものが11、12月に2件ずつあった。

(5) 認可認定件数

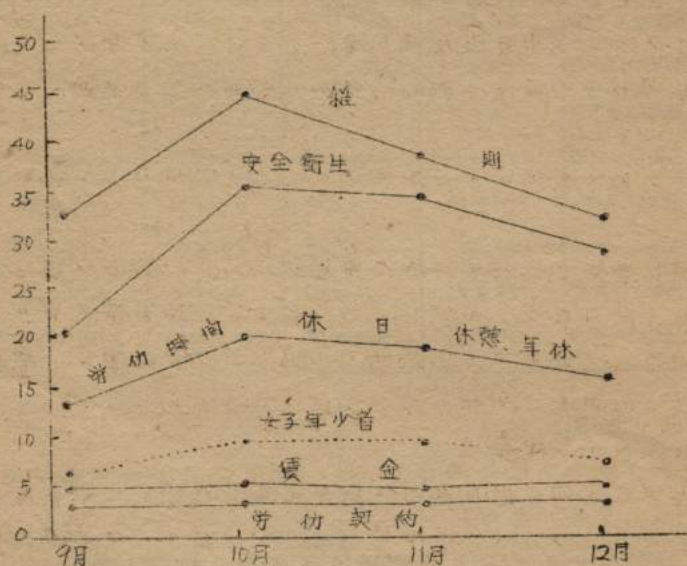
月別	年少者関係		計	基準法の計 号件数	年少者関係 許可率	年少者関係 68条	基準法認定 件数
	56条	62条					
10月	110	60	170	6,653	2.6%	0	585
11月	119	40	159	6,275	2.5%	2	656
12月	251	64	315	5,572	5.7%	2	601
計	480	164	644	18,500	3.5%	4	1,842

5 違反の概要

(1) 違反件数

10月における違反件数は122,833でそのうち年少者関係の違反件数は7,137で約5.8%に当り9月に比し減少している。11月12月もほぼ大差なく、5.9%、5.5%である。

主 要 な 違 反 件 数 (章 別)



単位 × 1000 件

④ 違反件数及び違反事業場数

月 別	違反 件 (C) 数	年少者 関係違反 件 (D)	$\frac{D}{C}$	監督実施事業場数			$\frac{B}{A}$	$\frac{C}{B}$	$\frac{D}{B}$
				違反のあつた 事業場数 (B)	違反のあつた 事業場数	計 (A)			
10 月	122,833	2,139	5.8	32,795	4,018	36,813	88.1	3.7	21.8
11 月	112,930	6,633	5.9	31,286	3,792	35,078	89.2	3.6	21.2
12 月	95,895	5,248	5.5	27,258	4,130	31,388	86.8	3.5	17.3
計	331,658	14,020	5.7	91,339	11,940	103,279	88.4	3.6	20.8

10月の違反件数及事業場数は前月に比較して相当増加したが、これは監督を実施した監督官の総員数が増加し監督事業場数が増加した、ものと思はれるが監督官の総員数の増加は行政整理による監督官の異動が大体増えた、ものと思はれる。監督官総員数において本月と大体同数である本年5月分について比較してみると、違反件数(5月は111,272) 違反事業場(5月は31,528)共に本月の方が5月より上廻っている。

これを事業の規模別にみると5月においては大は1,456中は1,201/1/10/806/1であり本月は大は1,350、中1,2830、小1,0309で明か乍如く本月は5月に比して中小規模の事業場に対する監督が増加したことがわかる。

11月は違反件数及違反事業場数とも前月より減少しておりまた一違反事業場当りの違反件数も前月の3.7強から3.6強を、僅少の低下を示している。

監督、実施事業場中違反事業場の占める割合は89%で前月と同様である。

12月においては監督実施事業場数の減少に従って違反事業場、違反件数とも前月に比し減少している。また一違反事業場当りの違反件数も前月の3.6から3.5と減少し、監督実施事業場中、違反事業の占める割合も前月の89%から86%と減少した。

(2) 違反事業場の規模

オワ表に示す如く違反のあつた事業場を規模別にみると小規模事業場に最も多く、ついで、中規模となり大規模はぐつと減少している。

(1) 事業場別規模別違反数

月別	監督事業場総数				違反のあった事業場数				X A	Y B	Z C
	大(A)	中(B)	小(C)	計	大(X)	中(Y)	小(Z)	計			
10月	16,415	11,423	20,759	36,827	1,350	12,890	18,615	32,795	82.0	89.0	89.7
11月	19,772	14,102	19,004	35,078	1,600	12,575	17,111	31,286	81.1	89.2	90.0
12月	15,520	12,070	17,798	31,388	1,152	10,580	15,526	27,258	75.8	89.9	89.2
計	51,707	40,595	57,561	103,293	4,102	35,985	51,252	91,338	79.9	88.6	89.0

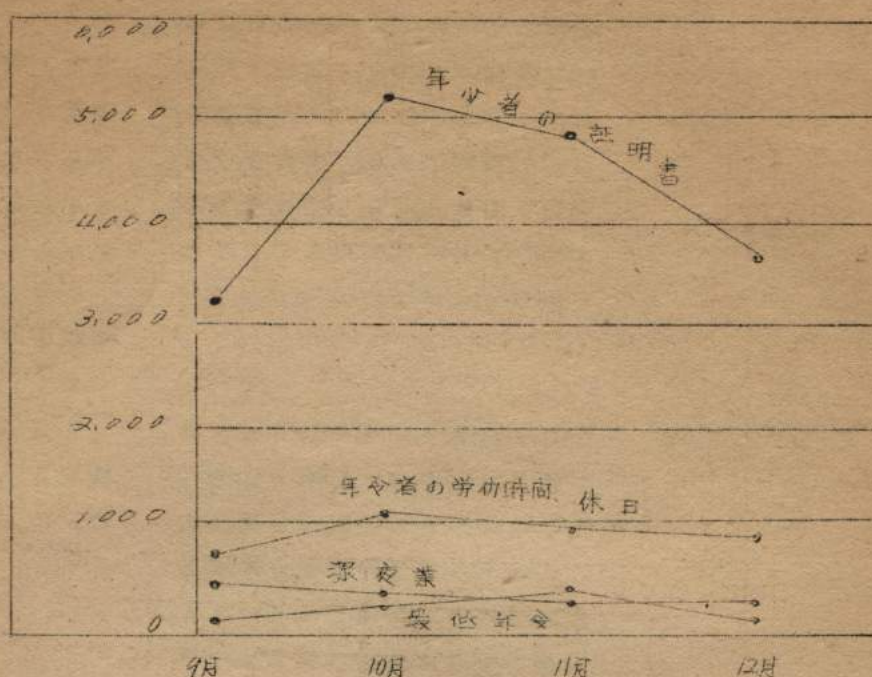
(3) 係文別 違反件数

第1表は労働基準法中年少者関係のものを係文別に表はしたものである。2表によると法第57条(年少者の証明書)関係が最も多く違反件数の72.4%を占め次に多いのは法第60条(年少者の労働時間、休日)関係の15.4%と非常な開きを見せている。

(5) 係文別違反件数

順位	法 係 文	10月	11月	12月	計	%
	計	7,139	6,633	5,248	19,020	100
4	56 最低年齢	207	296	159	722	3.8
1	57 年少者の証明書	5,223	4,834	3,718	13,775	72.4
6	58 未成年者の労働契約	92	63	49	204	1.1
7	59 全 上	23	31	47	101	0.5
2	60 年少者の労働時間等	1,031	982	917	2,930	15.4
3	62 夜 夜 業	296	264	244	804	4.2
5	63 危険作業場の就業禁止	194	149	102	445	2.3
8	64 坑内労働の禁止	11	9	8	28	0.1
9	66 労働者の保護	2	7	4	13	0.07

年少者関係違反件数



④ 違反とそれに対する措置

局	違反条文	事件の内容・客	措置
茨 越	32	1) 株式会社品津製作所鍍金工場において、年少労働者及び女子労働者に対して、昭和23年11月より昭和24年7月までの期間に延5時間20分の時間外労働及び延9時間の深夜労働をさせた。 2) 総務課長岡崎尚はこの違反事実を隠す目的で当該労働者の賃金台帳に早出残業時間数、深夜労働時間数及び時間外割増賃金の記載をしなかった。 3) 鍍金工場内は炭てしけ労働者は昭和23年末監査、聴取等の	当該鍍金工場における年少労働者の使用は昨年監査の廃業止したにも関わらず是正しなかったものであり事犯悪質と認め本戸忠検に送致した。

富山

32

62

108

有警効り取扱をせしめていた。

田辺工作所富山出張所の責任者松天某は24年2月以降9月の間に年少者3名に時間外労働延20ノ時間10分と深夜業32時間を行はせ違反を隠蔽するたため、これ等時間数を賃金台帳に記入しなかった。

24年3月23

日年少者規定の違反を発見、誓約書を渡し戒告を与えたのに拘らず是正されなかったもので、11月16日地方検察庁に送致した。

11月5日地方検察庁に送致した。

佐賀

64

8月7日種ノオオ森の年少者5名を坑内労働に従事させていたので請負とり是正を確約させたが9月5日再監査の結果依る坑内労働に従事させていた。しかも該当年少者の職業には坑外作業と虚偽の記載をしていた。

千葉

26

32

56

稲尾紡織工場(労働者、男4名女1名年少者1名計6名)は最低年令以下の女子2名を筒織工として使用し女子2名及び年少者1名を法定制限時間を超えて労働させ又使用者の責に帰すべき事由によつて休業したにも拘らず、休業手当を交付しなかったのみならず事業主松本良明は上記の違反事実を全面的に否認したので強制検査を行い違反を確認した。

12月20日千葉地方検察庁に送致した。

神奈川

20

23

10月20日東洋通信機株式会社(労働者男210名女50名年少者2名計262名)の取組労働

12月20日横浜地方検察庁に送致した。

24 者代表商榷某より賃金等の不拂
32 について申告があつたので監督
35 しをとりつゝ次の違反を発見した。
60 (1) 7月31日、労働者ノ8/
62 名を予告又は手当の支拂なく即
時解雇した。

(2) 解雇したノ8/名の労働者
の賃金返還金が未拂である。

(3) 賃金を一定期日に支拂つて
いない。

(4) 年少労働者に時間外労働及
び深夜業をさせていた。

(5) 女子労働者に休日労働及び
深夜業をさせていた。

(6) 一般の労働者に対し協定な
しに時間外及び休日労働を行わ
せていた。

賃金不拂については再三戒告し
たにも拘らず一般債務の支拂に
あて確約しを期日に支払はず更
に女子年少者の休日労働及び深
夜業違反を隠蔽するため二重
帳簿を作成していた。

受 知

14 青龍和成成田工場(労働者女子
17 5名年少者4名計9名)の事業
32 主成田由三郎は10月5日から
34 11月6日の間
37 (1) 5名を2万円の前借金で5
60 年、1名を1万円の前借金で
109 2年の長期契約で雇入れ、賃金
を前借金として相殺していた。
(2) 年少者4名に対する延38
8時間を含み、全労働者に対し

12月22日名
古屋地方警察を
岡崎支部に送致
した。

延びたる時間、時間外労働を行
わせていた。

(3) 休憩を30分しか与えなかつた。

(4) 時間外労働に対し一卒に月
100円の手当しか支拂つてい
ない。

香 川

56

藤田織維工業社(労働者男ノ名
女3名、年労者5名計7名)で
は我ノ才木蒔の児童3名をも
11月1日より全月末日までの間
に雇い入れ紡績に従事させてい
たことを12月14日の監督に
よつて発見した。

即日就業を禁
止し最重な戒
告を与え30
日分の平均賃
金と帰却旅費
を支給して解
雇せしめた。

